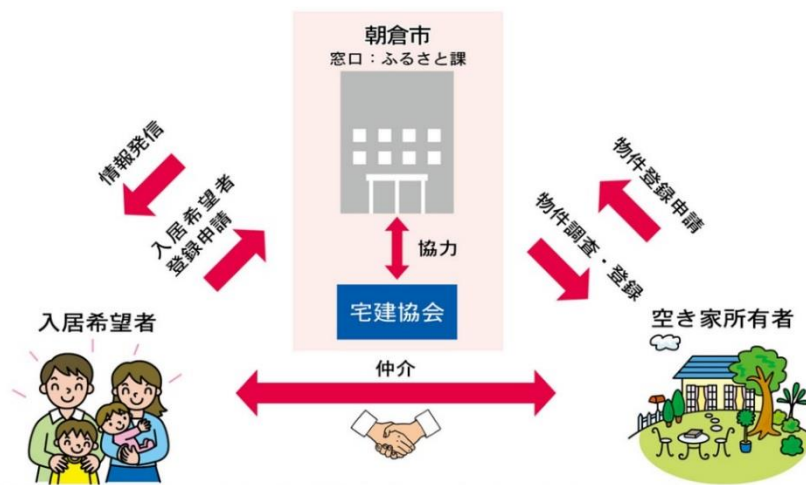




朝倉市では、市内に存在する空き家を有効活用することにより、市民と市外居住者等の交流拡大並びに定住促進による地域活性化及び集落機能の維持を目的として、朝倉市空き家バンク制度（空き家バンク）に取り組んでいます。

1. 空き家バンクでの情報提供の流れ



2. 交渉・契約は？

手続きについては、市と「朝倉市空き家バンク制度の実施による空き家の仲介等に関する協定」を締結している「公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会」会員である宅地建物取引業者が行いますので安心してご利用いただけます。
※朝倉市は空き家物件の交渉や売買・賃貸借契約などの仲介手続きは行いません。

3. 登録できる空き家は？

- 朝倉市内に存在する空き家であること
- 空き家となる建物に付随する附属物、敷地は全て売買又は賃貸借できること
- 老朽、危険として入居の目的が達せない空き家ではないこと
- 売買の際には所有権移転登記ができること
- 登記簿に記載された内容と現況が一致していること
- 抹消不可能な抵当権等が設定されていないこと
- 共有物件の場合は共有する所有者全員が合意していること
- 境界が明確であり境界に係る紛争は起こらないこと
- 販売目的の新築住宅又は賃貸目的で建設されたものでないこと



4. ご利用にあたっての注意

- 暴力団等反社会的勢力による空き家バンクの利用はできません。
- 空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際には宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- 市は、物件の情報の提供を行います。交渉や契約には一切関与しません。
- 既に空き家に対して不動産業者と専属専任媒介契約または専任媒介契約を締結している場合は空き家バンクへの登録ができません。現在依頼されている不動産業者にご相談ください。

5. 空き家バンクの利用方法は？

【空き家を売りたい・貸したい方】

(1) 売りたい、または貸したい空き家の物件登録申請

「朝倉市空き家バンク物件登録申請書（両面印刷）」「朝倉市空き家バンク登録情報調査票」「同意書（物件の所有者が複数人の場合のみ）」に記入し、添付書類（朝倉市空き家バンク登録情報調査票を参照してください）とあわせてふるさと課に提出してください。

各様式については市ふるさと課窓口、または市ホームページからのダウンロードで入手できます。

(2) 現地調査及び査定

市職員と協力事業者である公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会所属の宅地建物取引業者で現地調査を行います。この際空き家の所有者等、権利を有する方の立会をお願いします。

(3) 空き家バンクへ物件登録

調査の結果、空き家バンクへ登録ができる物件については空き家バンク物件登録台帳に登録し、ホームページ上で公開します。

※空き家バンクへの登録基準を満たさないと判断された場合は登録できません。

【空き家をお探しの方】

(1) 空き家バンクへ入居希望者登録申請

「朝倉市空き家バンク入居希望者登録申請書（両面印刷）」をふるさと課に提出してください。様式については市ふるさと課窓口、または市ホームページからのダウンロードで入手できます。

(2) 空き家バンクへ入居希望者登録

審査の結果、空き家バンクへ登録ができる入居希望者については空き家バンク入居希望者登録台帳に登録します。

(3) 希望物件への見学

希望条件に合う物件があれば、協力事業者が物件をご案内いたします。

【物件交渉】

空き家バンクに登録された物件に対して入居希望があった場合、協力事業者が仲介して交渉を行います。

【空き家の売買または賃貸借契約】

契約が整いましたら仲介手数料を協力事業者へお支払いください。

6. 空き家バンクへの登録物件は？

物件情報については朝倉市のホームページに掲載し、随時更新しています。

お申込み・お問い合わせ

朝倉市総務部ふるさと課

〒838-8601

福岡県朝倉市菩提寺 412 番地 2

TEL 0946-28-7603

FAX 0946-24-8857

E-mail furusato@city.asakura.lg.jp

ホームページ <http://www.city.asakura.lg.jp/>

朝倉市空き家バンク

検索

